

居住福祉の本質

2024/12/16 厚労支局研修
田中きよむ (高知県立大学)

はじめに

2024年4月に改正生活困窮者自立支援法が成立し、同年5月には改正住宅セーフティネット法が成立し、それぞれ2025年度から施行されることになった。

生活困窮者自立支援法の改正をふまえ、持ち家のない単身高齢者の増加等に対応するため、自立相談支援事業における居住支援の強化（一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称）を図り、アセスメント→支援プランの作成・実行→モニタリングを進めていくこと等が予定されている。

また、住宅セーフティネット法の改正をふまえ、終身建物賃貸借の認可手続きの簡素化、居住支援法人による残置物処理の推進、家賃債務保証業者の認定制度の創設、居住支援法人等が見守り等を行う居住サポート住宅の認定制度の創設、市町村による居住支援協議会の設置努力義務化等が進められる。

そのような借りやすい、貸しやすいづくりの推進は、住宅確保要配慮者にとって重要な環境づくりと言える。同時に、ハード面だけではないソフト面の環境づくりも重要になる。

本報告では、生活困窮者支援から見えてくる居住支援の本質を考えてみたい。

厚生労働省による地方におけるホームレス把握は目視調査（「概数調査」）だけに基づいており、都市部において（東京23区、政令指定都市、ホームレス50名以上の市）過去5回のみ（2003・07・12・16・21年）おこなわれた具体的な生活状況の聞き取り調査（「生活実態調査」）の対象にもなっていない。その結果、都市部に見られる定住型・集団型ホームレスとは異なり（田中・霜田2021、田中・石川2022、田中2023）、地方におけるホームレスは移動型・孤立型の傾向が見られるが、公衆に紛れる行動・生活形態ゆえに把握されにくいことを明らかにした（田中2021）。

また、高知県におけるホームレス支援活動の中で2022年1月より始めた居場所づくりによって新たに把握された「ホームレス」の存在に着目し、「ホームレス」の再定義の必要性が生まれていることを示した（田中・霜田・玉里2022）。

ホームレスに対する行政支援等を進めるため、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が2002年8月に制定・施行された。当初は2011年8月までの時限立法とされていたが、2017年8月まで有効期間が延期され、さらに2027年8月まで再延期された。本法におけるホームレスの定義は、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者」とされている（同法第2条）。

しかし、実際には、それぞれの事情によってホームレスとなっているのであって、「故なく」ホームレスになっているわけではない。また、この定義を固定的に捉えて解釈すれば、定住型のホームレスのみを狭く捉えてしまうことになる。しかも、実際には家族がいて実家がないわけではない「ホームレス」を明示的に包摂し切れない。

I 公式統計上のホームレスの推移

図表1 ホームレス人数の推移

2003年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
25,296人	18,564人	16,018人	15,759人	13,124人	10,890人	9,576人	8,265人	7,508人	6,541人
2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
6,235人	5,534人	4,977人	4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	3,065人	2,820人	

出所) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」

注) 朱筆の年は「生活実態調査」、それ以外は「概数調査」(各年1月調査)

厚生労働省が毎年公表しているホームレスの全国調査結果は、調査が開始された2003年以降、以下の通りである(図表1)。景気の動向の他、ホームレス自立支援施策や生活保護施策、民間支援(市民活動)団体の取り組みなどにより、ホームレスの人数が減少傾向にあることがうかがえる。しかし、これまで、具体的な生活状況の聞き取り調査は5回(2003・07・12・16・21年)しかおこなわれておらず、しかも**東京23区、政令指定都市、ホームレス50名以上の市に限定されており**、それ以外の年および地方は、眼で見て判断する目視による概数調査(人数、性別、所在場所)のみである(いずれも、各年1月調査)。

厚生労働省の「ホームレスの実態に関する全国調査結果」による
高知県のホームレス人数

図表2 高知県におけるホームレス人数の推移							
2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
5人	8人	5人	4人	3人	5人	6人	3人
2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
1人	1人	0人	3人	4人	2人	2人	
出所) 図表1に同じ							

個別の具体的な生活状況の聞き取り調査（「生活実態調査」）は、過去4回しかおこなわれていないが、東京23区、政令指定都市、ホームレス50名以上の市に対象が限定されている。したがって、高知県を含む四国四県をはじめ、地方では目視による概数調査しかおこなわれていない（しかも年1回の公務時間帯に限られている）。しかし、目視だけではホームレスかどうかを正確に判断することはできず、コミュニケーションによって確かめる必要がある。

たとえば、2022年調査結果では、高知県におけるホームレスは4名（すべて高知市）、うち男性4名・女性0名として公表されているが、次節で述べるわれわれ市民活動団体が2022年（1～9月末）において明らかに把握したホームレス（狭義に限定）は、女性に限定しても6名になる。

Ⅱ 高知県におけるホームレス支援団体による支援活動の状況

報告者は、高知県におけるホームレス支援と貧困問題を考えることを目的とする支援活動団体「こうちネットホップ（Kochi Network for the Homeless and Poor）」を2010年に立ち上げた（代表：田中きよむ）。その設立総会に先立って、2008年から団体活動は始めていたことが、田中による夜回り（昼回り）記録ノートの内容によって確かめることができる。

この団体は、当初はNPO 法人ではなく、任意のボランティア団体として発足したが、月1～2回程度のホームレスの方々への夜回り（一時期は昼回り）を基本としつつ、夜回り前の事務局会議、年1～2回の貧困問題を考える講演・学習会の開催やニュースの発行、四国内の他団体との交流などをおこないながら、ホームレスや子ども・高齢者の貧困問題、生活保護制度や国民健康保険制度をめぐる問題などについて、運営スタッフ（5～6名）と会員、一般県民が相互に学び合いつつ、ホームレス支援活動を進めていくことを目的としている。

夜回り（昼回り）に際しては、当事者の様子や状況を聞き取り、体調や具合の悪いことがないかを確認し、必要や希望に応じて、血圧測定をおこなったり、食料、懐炉、マスク、団体リーフレット、団体連絡先を記載したポケットティッシュや名刺を渡す。生活保護や生活福祉資金（緊急小口資金や総合支援資金）、生活困窮者自立支援制度（自立相談支援や一時生活支援、住居確保給付金など）が必要な人には、市役所や社会福祉協議会につないだり、医療が必要な人には無料低額診療事業所につないだりすることによって必要な支援が受けられるように努めている。

筆者（田中）による）夜回り（昼回り）記録ノートは20冊になるが（図表3）、後述の通り、そのうちの1冊は、2022年より始めたシェルター（一時居所支援）事業の利用・問い合わせに関する記録用である（図表4）。

夜回りに際しては、開始前の事務局会議において、前回の見回り状況を確認したり情報共有を図ることもあるが、講演・学習会の開催に向けてのうちあわせなどもおこなう。

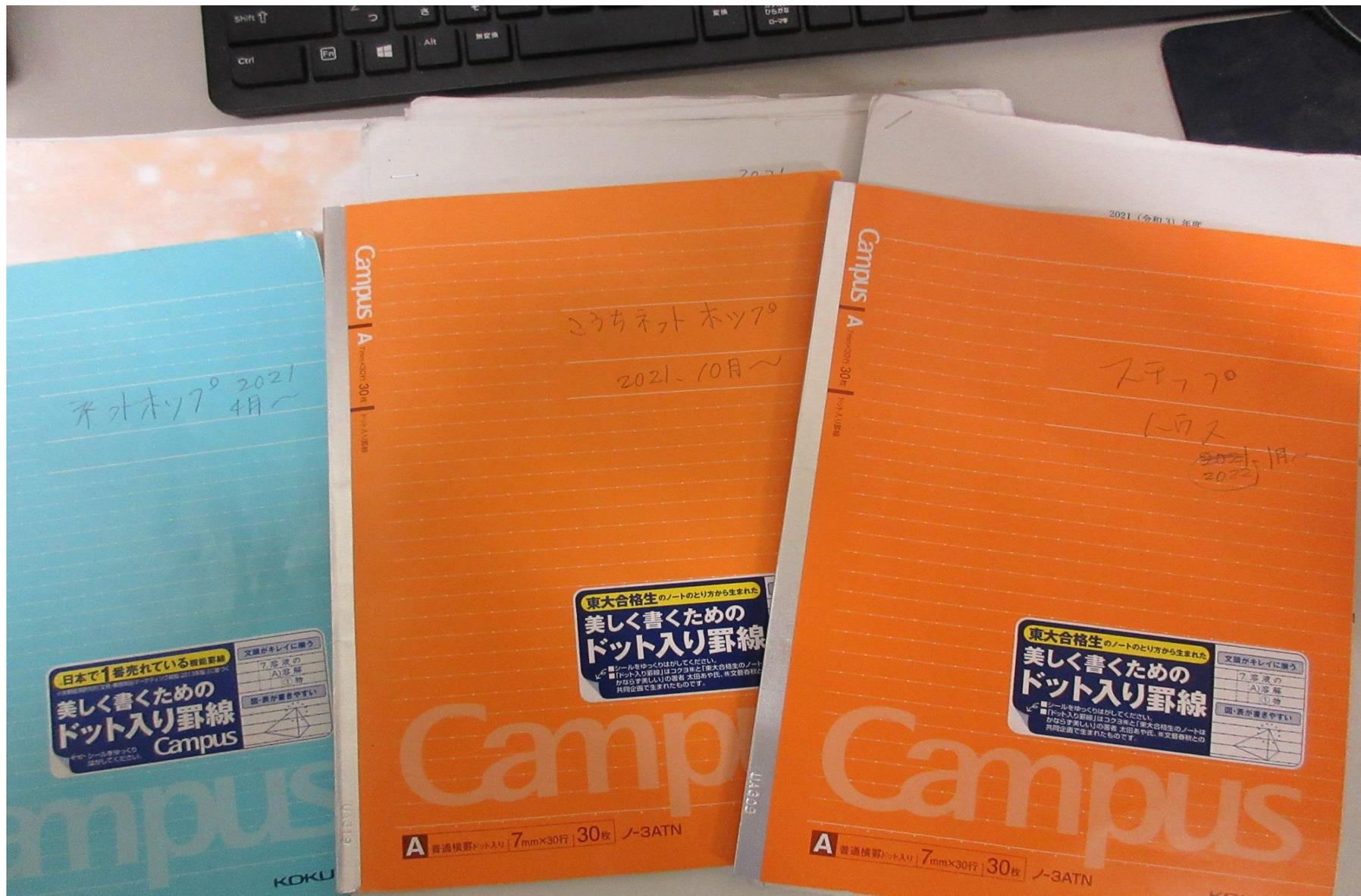
見回りエリアは、高知市内中心部の定期的に歩いて見回るコースの他、気になる人の情報を得た場合などは、少し遠方まで自転車で出かけるグループや、別ルートで不定期のコースを見回るグループを臨機応変に設ける。

夜回りの場合、事務局会議（19時～）とは別に、20時30分に野外に集合して90分程度の見回りをおこなう。誰でも任意の参加が可能であり、とくに事前連絡も求めない。22時に集合場所に戻ってくると、各グループの状況報告を野外で立ったままおこなう。初参加者には、参加してみての感想を簡単に話して頂く。見回り参加者は、大学・高校教員、主婦、学生、市役所職員、市会議員、福祉専門職、報道記者など、多様である。

図表3 夜回り(昼回り)ノート17冊



図表4 夜回りノート(2021年4月~) およびステップハウス用ノート(右端)



2018～2023年の見回りボランティアの参加人数と声かけなどをおこなったホームレスの人数は、図表5・6の通りである（田中が個人で見回った時もノートには記録しているが、図表には含まない）。前述の厚労省調査によると、2020年は高知県のホームレスは0名と公表され、注目を集めたが、われわれが2020年においておこなった夜回りの日時限りでも、ホームレスが0名になることはなかった。

2023年12月末現在、7年以上の長いおつきあいのある方5名および最近3～4年で知り合った方27名（田中が直接確認した人数）以上を合わせると、32名以上になる（定住先のない狭義のホームレスに限定）。

図表5 夜回り時におけるホームレス人数とボランティア人数の推移

2018年夜回り(昼回り)			2019年夜回り(昼回り)			2020年夜回り(昼回り)		
	ボランティア	ホームレス		ボランティア	ホームレス		ボランティア	ホームレス
1月18日	9名	7名	1月10日	3名	2名	1月16日	5名	4名
3月15日	5名	3名	1月17日	10名	3名	2月20日	9名	3名
4月7日	3名	3名	2月21日	16名	4名	3月12日	5名	3名
4月19日	16名	5名	5月16日	6名	5名	4月16日	6名	3名
5月17日	6名	5名	6月20日	6名	5名	5月21日	2名	2名
6月21日	7名	4~5名	7月18日	5名	3名	6月18日	5名	5名
7月19日	8名	5名	8月22日	2名	1名	7月16日	6名	4名
8月16日	7名	3名	9月5日	2名	4名	8月20日	4名	4名
9月1日	3名	5~6名	9月19日	8名	4名	10月15日	8名	3名
9月20日	8名	6名	10月17日	7名	2名	11月19日	5名	2名
10月18日	8名	7名	11月17日	3名	4名	12月17日	6名	2名
11月15日	6名	4名	11月21日	5名	3名	2021年夜回り(昼回り)		
12月1日	5名	4名	12月19日	7名	3名	1月21日	7名	3名
12月20日	9名	4名	12月28日	2名	3名	2月18日	7名	6名

図表6 夜回り時におけるホームレス人数とボランティア人数の推移

2021年夜回り		
	ボランティア	ホームレス
3月18日	6名	3名
4月15日	9名	5名
5月20日	6名	4名
6月17日	7名	4名
7月15日	11名	5名
8月19日	5名	5名
9月16日	7名	4名
10月21日	4名	5名
11月18日	10名	7名
12月16日	18名	4名

2022年夜回り			
	ボランティア		ホームレス
1月20日	11名		5名
2月17日	14名		6名
3月17日	11名		7名
4月21日	14名		5名
5月19日	12名		3名
6月16日	9名		5名
7月21日	8名		4名
8月18日	4名		2名
9月15日	5名		2名

図表7 夜回り時におけるホームレス人数とボランティア人数の推移

2022年夜回り			2023年夜回り		
	ボランティア	ホームレス		ボランティア	ホームレス
10月20日	10名	2名	9月21日	8名	1名
11月17日	13名	4名	10月19日	14名	3名
12月15日	8名	5名	11月16日	8名	1名
2023年夜回り			2024年夜回り		
	ボランティア	ホームレス		ボランティア	ホームレス
1月19日	11名	5名	1月18日	8名	3名
2月16日	8名	3名	2月15日	9名	2名
3月16日	7名	4名	3月21日	10名	2名
4月20日	7名	3名			
5月18日	8名	3名			
6月15日	9名	6名			
7月20日	14名	6名			
8月17日	4名	1名			

夜回りの際には、食材を袋に小分けしたり（図表7）、当事者の希望に応じて、団体のリーフレットや、団体の連絡先を記載したポケットティッシュを手渡すこともある（図表8）。普段は、特別の支援を求められない場合でも、体調悪化時や緊急に支援が必要な場合に連絡してもらい、対応できるようにするためである。

初対面の場合、話しかけることに躊躇する場合もあるが、顔見知りになると、「調子はどうですか？」というような、さりげない会話からコミュニケーションを始める（図表9）。女性メンバーの中には、毎回のように手作り食品を持参する人もいる（図表10）。

2013. 1. 17

ホームレス支援; 80代のホームレス



ホームレス支援 夜回り(2014.12.18) ; 公衆便所で暮らすホームレス



夜回り(2015.1.15) ホームレスへの声かけ



ネットホップ 朝回り (2015.1.19)



2015/01/19

ホームレス支援 夜回り(2016・4・21)



ホームレス支援 夜回り; 血圧測定(2019・7・18)



2019/07/18

ホームレス支援 夜回り(2019・7・18) ; 荷物放置を禁じる掲示



ネットホップ 食事交流会(2020・2・8)



元ホームレスと学生の食事交流会 (2020・2・8)



ホームレス支援 夜回り(2020・12・17)



ホームレス支援 夜回り(2020・12・17) バースデーケーキのプレゼント



図表8 こうちネットホップ(2021, 6, 17)



図表9 こうちネットホップ(2021, 6, 17)



図表10 こうちネットホップ(2021, 6, 17)



図表11 こうちネットホップ(2022, 5, 19)



ネットホップ2024・6・20
(手作りパンといなり寿司)



ネットホップ2024・6・20 (コンビニのイートンコーナーでの利用制限)



ネットホップ2024・6・20
(夜回り直後の情報共有化)



厚労省調査では、ホームレスの過少把握になる原因としては、前述の通り、厚労省主催の公式調査では、役場職員による特定の1日のみの就業時間内の目視調査のみによる把握方法では限界があるということである。それだけではなく、ホームレス自身に確認したところでも、自治体職員に話しかけられたことがないという証言も複数の人から得られており、役所近辺に日常的に所在しながら把握（しようと）されていない、という問題もある。

また、ホームレス自立支援法で定義づけられている通り、特定の「施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」という定義を恒常的、固定的に狭く解釈すれば、可動性の高いホームレスが定義上、除外される可能性がある。

また、ホームレス自立支援法で定義づけられている通り、特定の「施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」という定義を恒常的、固定的に狭く解釈すれば、可動性の高いホームレスが定義上、除外される可能性がある。

われわれ支援団体の側でも、目視では把握しきれず、ホームレスかどうかの確信が得られないという問題もある。都市部で見られる定住型、集住型のホームレスとは異なり、地方では、移動型、孤立型ホームレスの傾向が強い。人数が少ないだけに特定の場所に見えやすい形で定住すれば、かなり奇異な形で目立ってしまうことになる。それだけに、可動性が高くなったり、外見では判断しにくい場合、コミュニケーションをとらないと、目視だけでは余計に見分けがつきにくくなる。

実際、お遍路の姿を取っていたり、絵描き売りの姿であったり、バスの乗客を装ってバス停で座っている姿を目撃することもある。その他、図書館利用者、パチンコ店の休憩室で休憩するパチンコ利用者(客)、公園などで読書や休憩をする人などとして、装ったり紛れているように見受けられることがある。

久しぶりに再会した60代のお遍路姿のホームレスは、托鉢をしながらも質問に応じて下さったが、橋の下で寝泊まりする生活を20年以上も続けている、とのことであった。

図表12 お遍路姿のホームレス(2022,9,10)



III シェルター事業の取り組みから見てきたもの

われわれ市民活動団体としては、生活困窮者やホームレス、DV被害者等に、緊急避難場所を整備・提供し、生活保護等の福祉制度につなげることにより、自立生活を取り戻すための再スタートの場として確保する課題に直面してきた。生活困窮者自立支援制度の一時生活支援（就労自立をめざせる対象者が中心に置かれている）や婦人相談所（女性相談支援センター）の一時保護では対応しきれないニーズ（携帯電話等は預け、外出できない）に応える、という制度の狭間への対応も課題となっていた。

そして、他のNPO法人（居住支援法人）等との連携を図りながら、「生活支援計画」を立て、生活保護制度等につながるまでの間、居住・生活支援を行い、生活保護制度等を受けたり恒常的な居住地が確保された後も、できる限り見守り等の伴走型支援をおこなうことをめざしていければ、と考えた。そのことにより、生活困窮者、ホームレス、DV被害者等の緊急避難場所として提供することにより、関係機関・団体と連携し、自立に向けた支援をおこなうことで、誰一人排除されずに居場所のあるまちづくりに寄与できるものと考えた。

III シェルター事業の取り組みから見えてきたもの

われわれの活動がNHKの特集番組でテレビ放映されたこともあり、その視聴者などから寄付金を戴けたこともあって、2021年には、アパート2室分を確保し、リフォームすることができた（「ステップハウス」）。同年10月には体験利用をできる形に整えた（図表12・13）。

テレビ放映だけでなく、地元・高知新聞を始め、朝日、毎日、読売の各新聞社からも取材を受けて報道されたこともあり、結果的には報道を通じて各方面、県内外に知られるようになった（図表14）。2022年1月から正式オープンしたが、元日から利用1件、問い合わせ・相談1件があった。利用されたDV被害者からは、お礼の言葉や物品寄付を戴いた（図表15）。一般の方々からも、米や寝具等の物品等のご寄付を戴いた（図表16・17）。

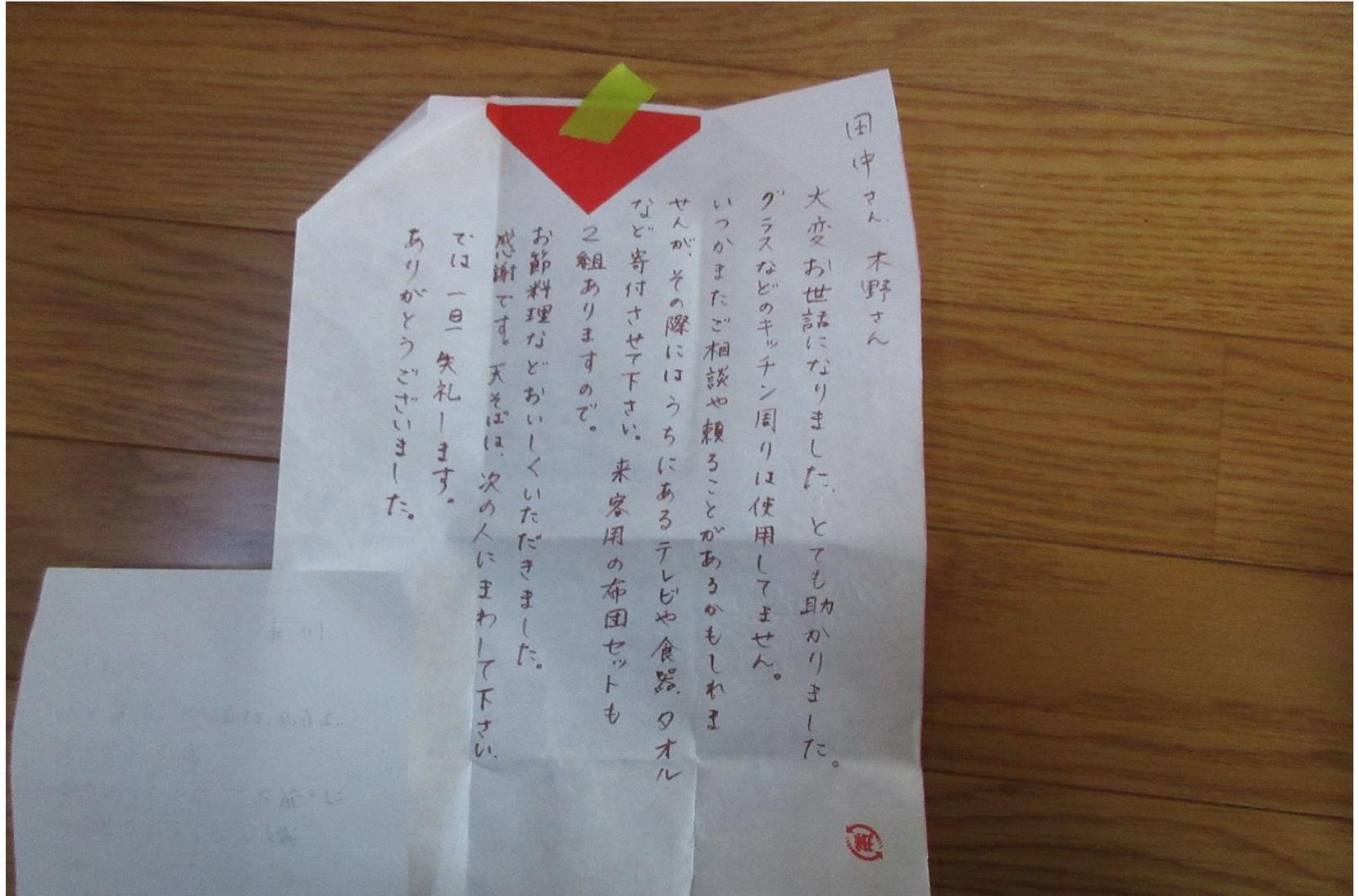
図表13 こうちネットホップ「ステップハウス」 (2021年10月)



図表14 こうちネットホップ「ステップハウス」 (2021年10月)



図表16 こうちネットホップ(2022, 1月) ;利用者からのお手紙



図表17 こうちネットホップ(2022年1月) ; 県内からのご寄付



図表18 こうちネットホップ(2022年1月) ; 県内からのご寄付



2022年1月1日～2024年3月31日の間にシェルター利用（宿泊）された方は26名であり、うち、男性14名・女性12名と男女同程度の利用であり、年齢は10代～70代と幅広い。ホームレスが16名、DV被害者が7名、その他（ホームレス可能性）3名となっている（図表18）。

さらに、利用には至っていないが、問合せ・相談を受け、検討の対象となった方が28名いるが（うち、「可能性」を除くホームレス12名）、今後、利用に転換する可能性のある方もいる。

すなわち、シェルター利用や問合わせ・相談を通じて把握された「ホームレス」に限っても、この2年間で、30名近い（16+12=28名）方々が確認されたことになる（むしろ、長年つき合いのあるホームレスの方や夜回りで出会うホームレスの方々は、利用を求められない傾向がある）。

図表19 シェルター利用・問合せ・寄付状況

2021年10月:1件のご案内

①60代女性ホームレス →見学されるも、モニター利用に至らず

2022年1月1日～2024年3月31日

26件のご利用

- ①DV被害40代女性
- ②ホームレス60代男性
- ③ホームレス60代男性
- ④ホームレス20代男性
- ⑤DV被害50代女性
- ⑥DV被害70代女性
(⑤⑥子どもからの家庭内暴力)
- ⑦DV被害20代女性
- ⑧ホームレス60代男性
- ⑨ホームレス10代男性
- ⑩ホームレス30代女性
- ⑪ホームレス50代女性
- ⑫ホームレス60代女性
- ⑬DV被害50代女性
- ⑭ホームレス20代男性
- ⑮ホームレス50代男性
- ⑯ホームレス60代女性
- ⑰ホームレス可能性20代男性
- ⑱:⑦の再利用
- ⑲ホームレス30代女性
- ⑳ ホームレス可能性50代男性、仕事失い、近隣トラブル
- 21 ホームレス70代男性、金銭管理不安
- 22 DV被害40代男性
- 23 ホームレス50代男性
- 24 ホームレス30代女性:⑩の再利用
- 25 ホームレス10代男性
- 26 ホームレスになる可能性のあった70代男性

図表19 シェルター利用・問合せ・寄付状況(つづき)

2022年1月1日～2024年3月31日

28件のお問い合わせ・検討(本人14件、支援者13件)

- ①ホームレス可能性20代女性
- ②ホームレス50代男性
- ③ホームレス可能性40代女性(DV)
- ④ホームレス可能性50代女性(近隣関係)
- ⑤ホームレス30代男性(知り合い宅)
- ⑥ホームレス可能性女性(DV)
- ⑦ホームレス40代男性
- ⑧ホームレス50代男性
- ⑨ホームレス70代女性
- ⑩刑余者40代男性
- ⑪ホームレス年齢不詳男性
- ⑫ひきこもり50代女性(親子関係)
- ⑬ホームレス可能性30代女性(DV)
- ⑭ホームレス可能性50代女性(家賃負担困難)
- ⑮母と同居困難なホームレス息子
- ⑯ホームレス可能性男性、元妻から同居拒否→保護申請
- ⑰ホームレス可能性30代女性(福祉事務所から)
- ⑱市外の山中でホームレス70代男性
- ⑲ホームレス可能性、アルコール依存症の60代男性
- ⑳ホームレス可能性、発達障害の40代男性、家族とも不仲
- 21ホームレス、職場パワハラ受け離職、50代男性
- 22ホームレス、配偶者等とトラブル、60代男性
- 23 ホームレス30代男性、県外で仕事して戻る、知り合い宅等に泊めてもらう→保護申請
- 24 DV被害40代女性、子ども5名、子どもへの虐待も、仕事・携帯・通学の懸念で女相に相談せず
- 25 DV被害30代女性、子ども6名(0歳～小4)、3名の子に虐待も→県外施設で一時保護
- 26 ヤングケアラーの女性、発達障害、親ときょうだいのダブルケアで行き詰まり、家事のことで叱責受ける
- 27 ホームレス30代男性、父親から身体的虐待
- 28 入院中の夫の娘から強引に夫と離婚させられ、夫名義の家から退去を迫られる。

13件の寄付等申し入れ

(野菜、米、食器、家財道具、衣類、毛布、現金、無償の住居・居室利用、ボランティア等)

実際の利用（宿泊）者の概況にある通り（図表19）、ホームレス状態にある人も、そうとは言い切れない（親や配偶者のいる実家がある）人も含めて、家庭や職場、地域に居場所を見出せなくなった人が避難的に居場所を求めて来られている状況がうかがえる。

恒常的に野外で暮らされるホームレスとは異なり、親や配偶者のいる実家（ハウス）がある場合も含めて家族との関係悪化により、また職場・地域の間人間関係悪化により、自分の居場所を求めて利用されていることがわかる。逆に、恒常的に野外で生活されているホームレスの方々も、家庭、職場、地域における人間関係が損なわれることを契機・背景として、ホームレスになられているの方々が見出された（田中2021）。

図表20 シェルター利用者の概況

- ①DV被害女性(2022年1月利用);言葉による暴力、居室内からも出にくい状況
- ②ホームレス男性(2022年1月利用);障害により地域内で孤立
- ③ホームレス男性(2022年1月利用)
;職場トラブル→刑余者→ステップハウス→居住地確保・生活保護→介護職養成校入学
- ④ホームレス20代男性(2022年1月利用);母親との関係悪化
- ⑤⑥DV被害女性親子(2022年3月利用)
;息子による暴力→新生活の見通しへ変化(世帯分離)
- ⑦DV被害20代女性(2022年3月利用);社会的養護→就職→夫によるDV
- ⑧ホームレス60代男性(2022年4月利用);県外から高知に居場所を求めて来られる
- ⑨ホームレス10代男性(2022年6月利用)
;社会的養護→就職→職場人間関係悪化により退職→ステップハウス→居住地確保・就労
- ⑩ホームレス30代女性(2022年7月利用)
;疾病・障害、保護辞退後も両親との関係悪化→居住地確保・保護申請へ
- ⑪ホームレス50代女性(2022年7月利用);家族と死別・絶縁、体調不良、保護再開へ
- ⑫ホームレス60代女性(2022年7月利用)
;子との関係悪化、ホームレス→ステップハウス→ホスピス入院、保護決定
- ⑬DV被害50代女性(2022年8月利用);夫からの暴力→離婚調われないが定住先確保
- ⑭ホームレス20代男性(2022年8月利用)
;社会的養護→就職→退職→実親受入れ拒否→求職
- ⑮ホームレス50代男性(2022年9月利用)
;骨折→退職→保護→お遍路→病院→ステップハウス→保護申請
- ⑯ホームレス60代女性(2022年10月利用);市外に亡父の家あるも、市内ではホームレス長期化
- ⑰ホームレス可能性20代男性(2022年11月利用);知的障害→12月にグループホームへ移行
- ⑱ ⑦の再利用(2022年12月利用)
- ⑲ホームレス30代女性(2022年12月利用);友人宅を転々、精神障害、離婚、子は施設→定住地確保
- ⑳仕事失い、近隣トラブルの50代男性、家族同伴で相談(2023年7月利用)
- ㉑ホームレス70代男性、年金の管理不安定、警備や大工の仕事の経験あり、家主や警察とのトラブル(2023年7月利用)
- ㉒DV被害40代男性、専門機関から相談、身体・言葉・経済的被害(2023年8月利用)→離婚調停、生活保護の協議
- ㉓ホームレス50代男性、統合失調症、県外から帰ってきて元の住居に不法侵入、就労経験なし(2023年11月利用)→保護申請・決定
- ㉔ホームレス30代女性;2回目(⑩と同じ)、東京で保護を巡るトラブル、利用開始(2023年11月)後、近隣からの苦情により退去
- ㉕ホームレス10代男性;中学生時より親から児童虐待、大学入学後も学費払われなくなり自主退学(2023年12月利用)→寮つき就職先確保
- ㉖ホームレス可能性70代男性;養護老人ホーム→更生保護施設→入院・退院後、次の行き先(香川支援団体)見つかるまで、アルコール依存症

それらの状況をふまえると、「ホームレス」の定義の再検討が求められる。ホームレス自立支援法では、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者」と定義されているが、それは物理的な居住場所としての「家」（ハウス）を持たない場合に限定される。家族が住む実家がある場合も含めて（ある利用者は県外から両親の住む高知県内の実家の玄関先で門前払いされ、野宿を経て、シェルター利用につながっている）、「ホームレス」を再定義する必要がある。

すなわち、「家庭、職場、地域等における人間関係が損なわれた結果、自分らしく居られる心の拠り所としてのホームを喪失し、探し求めている人」と言えるだろう。その場合の心の拠り所とは、必ずしも物理的なハウスだけを指すとは限らず、安らかでいられる人と人との人間関係を随伴する居場所と言えるだろう。

そのような再定義は、「ホームレス」の原因を必ずしも経済的困窮だけに求めるのではなく、人間関係の困窮（生きづらさ）に着目する必要性を示唆するものである。

すなわち、ホームレスとは、自分の居場所や立ち位置、役割や人間関係を模索しながら、自分らしい居場所や生き方を模索しているプロセスでもあり、外面的な捉え方ではなく、内面的な捉え方をする場合、普遍的な広がりを持ち得る。

そういう意味では、「ホームレス」支援と居場所づくり、地域づくりは結びついている（図表21）。

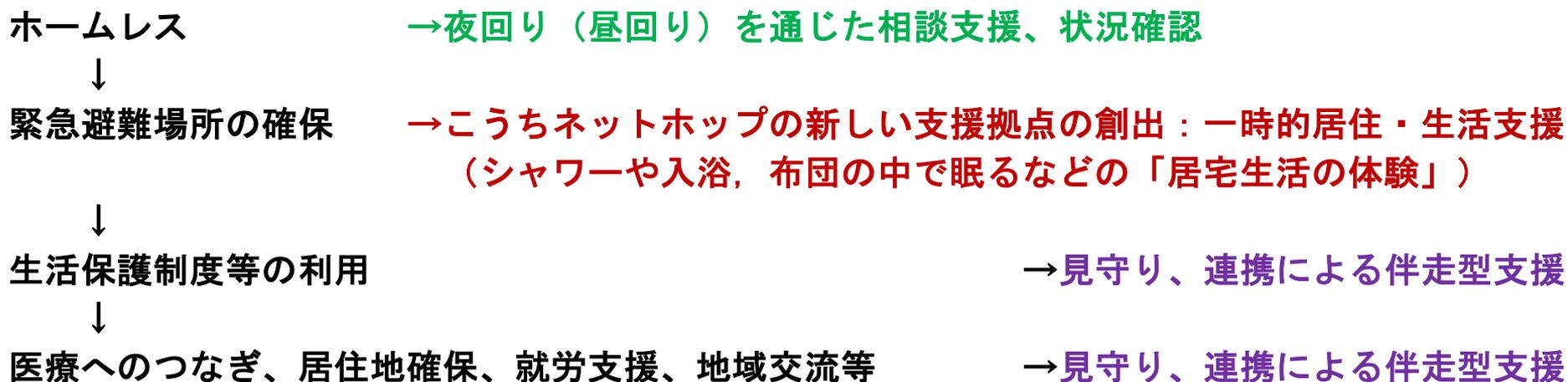
そのような生活困窮者支援を軸として、生きづらさに直面した人々に寄り添い、誰もが排除されない地域社会に向けて、われわれの市民活動団体も組織強化を図る必要があることから、2022年4月よりNPO法人化した（図表22）。

生きづらさを自己責任とせずに、寄り添い、包摂する地域社会の形成こそが、そのミッションとなる。

図表21 「ホームレス」支援と居場所づくり、地域づくり

ホーム(心の居場所)レスへの支援

; 職場、家庭、地域に自分の居場所を失った方々

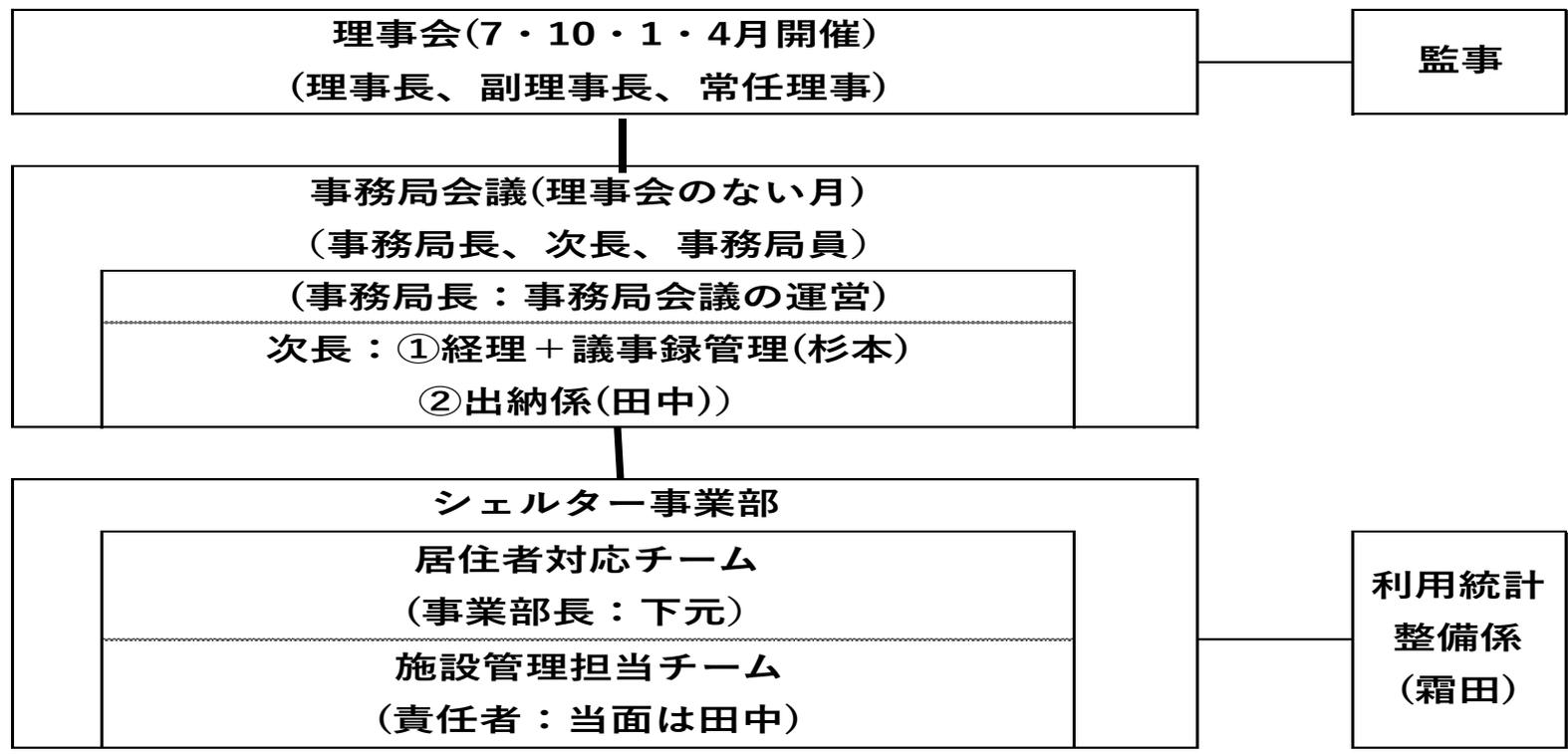


ホームレスのSOS発信と再出発に対応できるネットワークづくり、地域づくり
ホームレスを差別化、排除しない地域共生社会の形成
経済的な貧困と人間関係の貧困を解消していく持続可能な地域づくり

図表22 ボランティア団体からNPO法人への転換（2022年4月8日設立認証）に伴う組織図イメージ

- ・ 理事会の運営体制理事会は3か月に1回開催（7月、10月、1月、4月）
- ・ シェルター事業は収益事業に当たらない（原則1泊1000円、事情により減免）
- ・ シェルター事業部の立ち上げ：施設の運用は事業部で行い、判定会議は理事会での確認事項にする。

○法人運営イメージ図



おわりに

先ごろ、著名人によるホームレスや生活保護受給者の人格を否定するネット上の発信が社会的に注目を集めた。しかし、そのような発言でさえも支持する匿名の意見がネット上では少なくないように、それは必ずしも一個人の特異な極論とは言えず、社会的意識としては一定の潜在的な層が形成されている。

そのような発言は、貧困の原因を個人の特性に求め、その人格的問題に帰着させる古典的な貧困観の再現のように映り、生活困窮者を懲罰的な対象と捉える前近代的な救貧思想・施策を彷彿とさせる。しかし、今日においても、誰しも貧困問題に直面するリスクはむしろ強まっている。コロナ禍や地震による生活困窮は、誰しもが直面し得るリスクである。

ホームレス支援をする中で出会った人々の中には、コロナ禍の下でも住民票がないために特別定額給付金や生活福祉資金、ワクチン接種券等を受けられていない人々もいる。就業中に受けたパワハラによってうつ病になり自殺を凶ろうとしていた人もいれば、家族の中で孤立して心の居場所を失いホームレスになった人もいる。

国による都市部の実態調査によっても、ホームレスの直前は正社員であった人が4割程度を占めている。傷病や障害、失業によって生活保護が必要になることも、誰にでも起こり得る。自分が最も不利な状況に直面する可能性を想定した場合、どのような施策や支援が求められるのかを考えることにより、社会的正義の在処を見出すことができるだろう。

それと同時に、ホームレスの要因を経済的困窮のみに求めるのではなく、人間関係の困窮によって心の拠り所を喪失する側面からも捉え直すことにより、経済的なSOSだけではなく、人間関係のSOSをも受け止めた関係の紡ぎ直しが「ホームレス」支援の手がかりとなるだろう。

文献

- 田中きよむ（2021）「地方におけるホームレスと『見えにくい貧困』—高知県内における支援活動をふまえて—」『Humanismus』第32号, 40 - 53頁
- 田中きよむ・霜田博史（2021）「生活困窮者支援の先進的取り組み—大阪市西成区を中心とするNPO等の取り組み—」『高知論叢』第120号, 223 - 240頁
- 田中きよむ・石川由美（2022）「生活困窮者支援の先進的取り組みの基軸—NPO法人『抱樸』におけるホームレス支援—」『Humanismus』第33号, 41 - 57頁
- 田中きよむ・霜田博史・玉里恵美子（2022）「一時居所支援から見えてきた『ホームレス』の再定義—高知県内における支援活動をふまえて—」『高知論叢』第123号, 57 - 71頁
- 田中きよむ（2023）「都市型ホームレスにおける『つながり』の様相—東京・横浜における取り組みを事例として—」『Humanismus』第34号, 57 - 73頁